

賃借料情報 令和6年分（農業委員会情報提供金額） 10a 当り

令和6年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は以下のとおりです。
農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際に目安としていただくため、情報提供するものです。

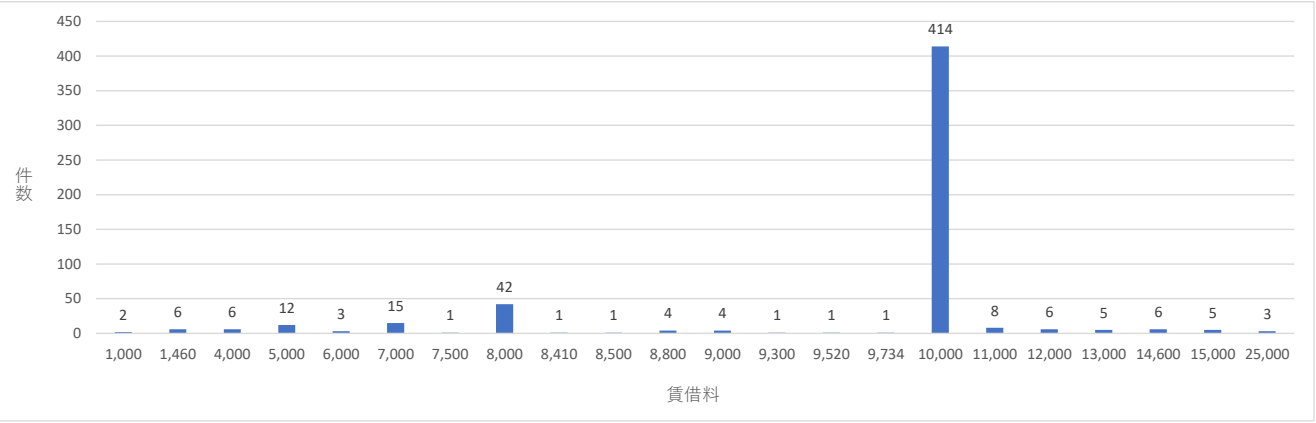
実際に賃借料を決定する際には、ほ場の区画や畦畔・用排水路の状態等に応じて当事者間で相談し調整して下さい。

＜田の賃借料＞

最多価格帯（円/10a）	データ数（筆）
10,000	414

最高額（円/10a） （該当筆数）	最低額（円/10a） （該当筆数）	調査集計データ総 数（筆）
25,000（3筆）	1,000（2筆）	547

※ 参考 使用貸借（無償） 5件

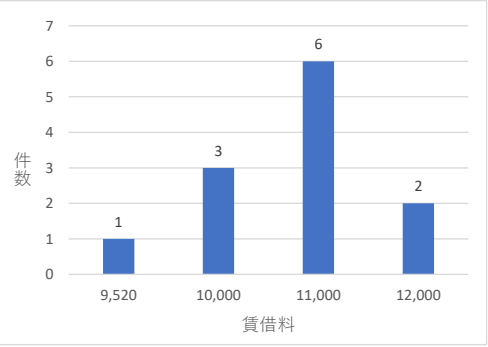


＜畑の賃借料＞

最多価格帯（円/10a）	データ数（筆）
11,000	6

最高額（円/10a） （該当筆数）	最低額（円/10a） （該当筆数）	調査集計データ総 数（筆）
12,000（2筆）	9,520（1筆）	12

※ 参考 使用貸借（無償） 0件



（注）

- ※ サンプルとしたデータは、暦年の令和6年1月から12月の農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権設定された事例を収集したものです。
- ※ データ数は、集計に用いた筆数です。（使用貸借による契約は含んでいません）
- ※ 土地改良に係る用水や排水の負担分が賃借料に含まれている地域もあります。
- ※ 物納支給としている場合については調査集計データ数に含まれておりません。